



# 金 沢 市 公 報

号外第 17 号

平成23年(2011年)6月30日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>規 則</b>	
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 (リサイクル推進課)	1

<b>公営企業管理規程</b>	
金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	3

## 規 則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第43号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則 (平成5年規則第2号) の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「ペットボトル、プラスチック製の容器 (ペットボトルを除く。) 及び包装、自転車、なべ、やかん、フライパン、古紙、衣類並びに電気炊飯器、電気掃除機その他の家庭用の電気機械器具」を「別表第2に掲げる物」に改める。

第21条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第8条の3関係)

- 1 ペットボトル
- 2 プラスチック製の容器 (ペットボトルを除く。) 及び包装
- 3 古紙
- 4 衣類その他の布類
- 5 次に掲げる電気機械器具
  - (1) アイロン
  - (2) カーステレオ
  - (3) 空気清浄機
  - (4) クッキングヒーター
  - (5) 照明器具
  - (6) 食器洗浄機
  - (7) ステレオ
  - (8) スピーカー
  - (9) 扇風機
  - (10) DVDプレーヤー
  - (11) 電気コード
  - (12) 電気こたつ
  - (13) 電気炊飯器
  - (14) 電気スタンド
  - (15) 電気ストーブ
  - (16) 電気掃除機
  - (17) 電気ポット

- (18) 電子レンジ
- (19) ハロゲンヒーター
- (20) パネルヒーター
- (21) ビデオテープレコーダー
- (22) ファンヒーター
- (23) 複写機
- (24) 布団乾燥機
- (25) プリンター
- (26) ヘアドライヤー
- (27) ラジオ受信機
- (28) ラジオ受信機付きテープレコーダー
- (29) レーザーディスクプレーヤー
- (30) レコードプレーヤー
- (31) ワードプロセッサ
- (32) 前各号に掲げる物以外の電気機械器具

6 次に掲げる金属製品及び金属を含む物（前項に掲げる物を除く。）

- (1) 一輪車
- (2) カセットこんろ
- (3) 鎌
- (4) ガスレンジ
- (5) 脚立
- (6) 金庫
- (7) くわ
- (8) こんろ
- (9) ゴルフクラブ
- (10) 三輪車
- (11) 収納棚
- (12) 自転車
- (13) 自動車用ホイール
- (14) 除雪用具
- (15) スコップ
- (16) スプーン
- (17) 石油ストーブ
- (18) 台車
- (19) 手押し車
- (20) 鉄あれい
- (21) 鉄板
- (22) トタン
- (23) 鍋
- (24) バケツ
- (25) パイプ
- (26) フライパン
- (27) 包丁
- (28) 窓枠
- (29) やかん
- (30) 前各号に掲げる物以外の金属製品及び金属を含む物

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

## 公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年6月30日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

### ●金沢市公営企業管理規程第9号

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程の一部を改正する規程

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「社団法人日本下水道協会石川県支部長（以下「支部長」を「石川県下水道協会会長（以下「会長」に改める。

第4条第2号中「支部長」を「会長」に、「発行する」を「発行した」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 5 平成23年7月1日から平成28年3月31日までの間、第4条又は第6条の規定による申請をする者に係る第4条第2号の規定の適用については、同号中「もの」とあるのは、「もの又は社団法人日本下水道協会石川県支部長が排水設備工事の設計、施行及び監督に関する技術を有する者と認定し、責任技術者資格者名簿に登録した者としての資格を有することを証するために発行したもの」とする。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

平成23年(2011年)6月30日 印刷  
平成23年(2011年)6月30日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄